

(議案その四)

令和三年十一月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和3年11月25日

島根県知事 丸 山 達 也

第139号議案	警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	1
第140号議案	島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例	7
第141号議案	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	8
第142号議案	島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	9
第143号議案	都市計画法施行条例の一部を改正する条例	10
第144号議案	島根県手数料条例の一部を改正する条例	14

第139号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の27の項手数料を納付しなければならない者の欄中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同項の1中「基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項の2中「1以外」を「1又は2以外」に、「同時に他の同項」を「同時に他の法第4条第1項」に改め、同項中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の場合	1 件につき 6,800 円 (当該許可を受けようとする者が同時に他の法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可を受けようとする場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可にあっては、4,300円)
---	---

別表第1の28の項の1中「第5条の2第3項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同項の次に次のように加える。

28の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第1項の規定に基づ	1 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受	1 講習につき 3,000円
----------------------------------	------------------------------------	-------------------

くクロスボウの取扱いに関する講習会の講習を受けようとする者	けてクロスボウを所持している者に対する講習会 2 その他の者に対する講習会	1 講習につき 6,900円
-------------------------------	--	-------------------

別表第1の30の項手数料を納付しなければならない者の欄中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同表の32の項を次のように改める。

32 銃砲刀剣類所持等取締法（以下この項において「法」という。）第7条の3第1項の規定に基づく法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者	1 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の場合	1 件につき 7,200円（当該更新を受けようとする者が同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新及び当該更新を受けようとする者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を受けよ
---	---	--

		<p>うとする場合における当該法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新にあつては、4,800円)</p> <p>1 件につき 7,200円 (当該更新を受けようとする者が同時に他の法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新及び当該更新を受けようとする者が同時に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づくクロスボウの所持の許可を受けようとする場合</p>
	<p>2 新たな許可証の交付を伴う法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の場合</p>	

	<p>3 新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の場合</p>	<p>における当該法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新にあっては、4,800円)</p> <p>1件につき6,800円(当該更新を受けようとする者が同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新及び当該更新を受けようとする者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合にお</p>
--	--	---

	<p>4 新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の場合</p>	<p>ける当該法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新にあっては、4,400円)</p> <p>1件につき6,800円(当該更新を受けようとする者が同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新及び当該更新を受けようとする者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可を受けようとする場合における当該法第</p>
--	--	---

		7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新にあっては、4,400円)
--	--	---

別表第1の34の4の項の次に次のように加える。

34の5 銃砲刀剣類所持等取締法（以下この項において「法」という。）第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者		1件につき 9,300円（当該認定を受けようとする者が同時に他の法第9条の16第1項の規定に基づく認定を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく認定にあっては、5,600円）
---	--	--

附 則

この条例は、令和4年3月15日から施行する。

第140号議案

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次に掲げる者に対する貸金業者による金銭の貸付け又は貸付けの媒介、質屋による金銭の貸付け及び古物商による物品の買受け、売却の受託又は交換については、この条例による改正後の島根県青少年の健全な育成に関する条例第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の日前に婚姻をし、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。次号において「改正法」という。）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例により当該婚姻の時に成年に達したものとみなされる者
 - (2) 改正法附則第3条第2項の規定により婚姻をし、同条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により当該婚姻の時に成年に達したものとみなされる者

第141号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第35号右欄中「津和野町」の次に「、吉賀町」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表第35号左欄に掲げる事務で同日以後においては吉賀町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以降における同法の適用については、それぞれ吉賀町長のした処分その他の行為又は吉賀町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

第142号議案

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第46条」を「第47条」に改める。

第35条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第48条を第49条とし、第47条を第48条とし、第46条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第47条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第143号議案

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成12年島根県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「知事が」を「条例で」に、「市街化区域との境界から規則で定める距離の範囲内」を「規則で定める土地の区域」に、「土地の区域とする」を「ものとする」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 市街化区域との境界から2キロメートルの範囲内の土地の区域

第3条第3号中「こと。」を「土地の区域」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「こと。」を「土地の区域」に改め、同号を同条第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げる区域を含まない土地の区域

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域のうち、崩壊するおそれのある急傾斜地（同法第2条第1項の急傾斜地をいう。）の区域その他規則で定める土地の区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域（規則で定める土地の区域（同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域を除く。）を除く。）

オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域

カ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、次に掲げる事項を勘案して、洪水、雨水出水（同法第2条第1項の

雨水出水をいう。)又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として規則で定める土地の区域

ア 土地利用の動向

イ 浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間

ウ 過去の降雨により河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況

キ アからカまでに掲げる区域のほか、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域

第3条に次の2項を加える。

2 前項に規定する隣接・近接区域の土地の区域を定める規則は、市町村長の申出に基づき定めるものとする。

3 知事は、第1項の規則を定めようとするときは、あらかじめ島根県開発審査会の意見を聴かなければならない。

第5条の見出し中「予定建築物等」を「環境の保全上支障がある予定建築物等」に改め、同条中「認められる」の次に「用途として条例で定める」を加え、「(昭和25年法律第201号)」を削り、「建築物とする」を「ものとする」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する土地の区域(隣接・近接区域に限る。)において、規則で定める規模及び用途に供するものにあつては、この限りでない。

(1) 規則で定める一般国道の境界から200メートル以内の土地の区域

(2) 規則で定める県道の境界から50メートル以内の土地の区域

第5条に次の1項を加える。

2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の規則について準用する。

第6条中「開発行為は、次の各号に掲げる開発行為」を「規定により条例で定める開発行為は、第3条第1項第2号に規定する土地の区域において行う開発行為であつて、次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同条第1号中「自然

的社会的諸条件」を「大規模既存集落区域（規則で定める土地の区域であって、自然的社会的諸条件」に、「地域」を「ものをいう。）」に改め、同条第2号中「自然的社会的諸条件」を「既存集落区域（規則で定める土地の区域であって、自然的社会的諸条件」に、「地域」を「ものをいう。）」に改め、同条第7号中「に規定する1ヘクタール未満の規模の工作物」を「各号に掲げる工作物であって、その規模が1ヘクタール未満のもの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項第1号及び第2号の土地の区域を定める規則について準用する。

第7条の見出し中「建築物」の次に「の新築等」を加え、同条中「定める建築物は、次の各号に掲げる建築物」を「条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設（以下この条において「建築物の新築等」という。）は、第3条第1項第2号に規定する土地の区域において行う建築物の新築等であって、次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同条第1号中「前条各号」を「前条第1項各号」に、「に係る予定建築物等」を「を行う土地において予定される建築物」に改め、「該当する建築物」の次に「の新築又は改築」を加え、同条第2号中「を増築し、又は改築した建築物」を「の増築又は改築」に改め、同条第3号中「附属建築物」の次に「の新築又は改築」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の都市計画法施行条例（以下この項において「改正後の条例」という。）に規定する規則の制定及び公布並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第42条第1項又は第43条第1項の規定により申請された許可の申請で、この条例の施行の際現にこれに対する許可又は不許可の処分がされていないものの処分については、なお従前の例による。

第144号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表64の2の項第1号中「第3項」を「第5項」に、「次号及び第5号」を「以下この項」に改め、同号ア中「適合証（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（次号において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した法第6条第1項第1号から第5号までに掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号において同じ。）の提出がある場合にあっては6,000円、設計住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提出がある場合にあっては16,000円」を「確認書又は住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提出がある場合にあっては、12,000円」に改め、同号イ(ア)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「12,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては56,000円」を「、22,000円」に改め、「共同住宅等」の次に「（区分所有住宅（法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。）を除く。）」を加え、同号イ(イ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「21,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては89,000円」を「、36,000円」に改め、同号イ(ウ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては167,000円」を「、59,000円」に改め、同号イ(エ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては286,000円」を「、95,000円」に改め、同号イ(オ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、

「96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては439,000円」を「、145,000円」に改め、同号イ(カ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「155,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては786,000円」を「、242,000円」に改め、同号イ(キ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「191,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,072,000円」を「、306,000円」に改め、同号イ(ク)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「203,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,297,000円」を「、348,000円」に改め、同号ウ中「適合証」を「確認書」に、「9,000円」を「18,000円」に改め、同号エ(ア)中「適合証」を「確認書」に、「18,000円」を「33,000円」に改め、同号エ(イ)中「適合証」を「確認書」に、「32,000円」を「53,000円」に改め、同号エ(ウ)中「適合証」を「確認書」に、「45,000円」を「89,000円」に改め、同号エ(エ)中「適合証」を「確認書」に、「84,000円」を「142,000円」に改め、同号エ(オ)中「適合証」を「確認書」に、「144,000円」を「217,000円」に改め、同号エ(カ)中「適合証」を「確認書」に、「234,000円」を「363,000円」に改め、同号エ(キ)中「適合証」を「確認書」に、「287,000円」を「459,000円」に改め、同号エ(ク)中「適合証」を「確認書」に、「306,000円」を「521,000円」に改め、同項第2号ア中「適合証（変更の認定を受けようとする計画について登録住宅性能評価機関が作成した法第8条第2項において準用する法第6条第1項第1号から第5号までに掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号において同じ。）の提出がある場合にあっては3,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては8,000円」を「確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、6,000円」に改め、同号イ(ア)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「12,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては56,000円」を「、22,000円」に改め、「共同住宅等」の次に「（区分所有住宅を除く。）」を加え、同号イ(イ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「21,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては89,000円」を「、36,000円」に改め、同号イ(ウ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合に

あっては167,000円」を「、59,000円」に改め、同号イ(エ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては286,000円」を「、95,000円」に改め、同号イ(オ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては439,000円」を「、145,000円」に改め、同号イ(カ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「155,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては786,000円」を「、242,000円」に改め、同号イ(キ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「191,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,072,000円」を「、306,000円」に改め、同号イ(ク)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「203,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,297,000円」を「、348,000円」に改め、同号ウ中「適合証」を「確認書」に、「5,000円」を「9,000円」に改め、同号エ(ア)中「適合証」を「確認書」に、「18,000円」を「33,000円」に改め、同号エ(イ)中「適合証」を「確認書」に、「32,000円」を「53,000円」に改め、同号エ(ウ)中「適合証」を「確認書」に、「45,000円」を「89,000円」に改め、同号エ(エ)中「適合証」を「確認書」に、「84,000円」を「142,000円」に改め、同号エ(オ)中「適合証」を「確認書」に、「144,000円」を「217,000円」に改め、同号エ(カ)中「適合証」を「確認書」に、「234,000円」を「363,000円」に改め、同号エ(キ)中「適合証」を「確認書」に、「287,000円」を「459,000円」に改め、同号エ(ク)中「適合証」を「確認書」に、「306,000円」を「521,000円」に改め、同項第4号中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加え、同項に次の1号を加える。

(6) 法第18条第1項の規定に基づく容積率	161,000円
の特例の許可を受けようとする者	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間に、この条例による改正前の島根県手数料条例（以下この項において「旧条例」という。）別表64の2の項第1号及び第2号に規定する適合証又は設計住宅性能評価書を添えて長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項まで及び第8条第1項の規定による認定を受けようとする者に係る手数料の額については、旧条例別表第64の2の項第1号及び第2号の規定の例による。